

令和 3 年度輸送の安全に関する情報公開

西脇タクシー株式会社は、令和 3 年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり旅客輸送の安全に関する公表を行っております。

1、旅客輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、旅客輸送の安全確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、乗務員に関係法令の遵守と旅客輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。また、社内において旅客輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行する事により絶えず旅客輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 旅客輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
- (4) 運輸安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し、PDCAサイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

2、旅客輸送の安全に関する目標

令和 3 年度実績	(1) バス後退時の事故ゼロ	0 件
	(2) 健康起因による事故ゼロ	0 件
	(3) 物損事故を年間 3 件以内	0 件
令和 4 年度目標	(1) バス後退時の事故	0 件
	(2) 健康起因による事故	0 件
	(3) 物損事故を年間 3 件以内	

3、事故に関する統計

令和 3 年度事故実績

- (1) 有責事故 0 件
- (2) 他責事故 0 件
- (3) 人身事故 0 件
- (4) 車内事故 0 件
- (5) 物損事故 0 件

4、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

令和 3 年度発生件数 0 件

※ 行政処分内容、講じた対策等

弊社は2021年度において、旅客輸送の安全確保命令、行政処分等は受けていません。

5、安全管理重点項目

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関連法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

6、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

令和 3 年度実績

- ① 定期健康診断実施(年 1回)
- ② 適性診断受診(一般診断 2名、初任診断 5名、高齢者適齢診断 4名)

初任診断、高齢者適齢診断受診者のその結果に基づく対面個別指導の実施

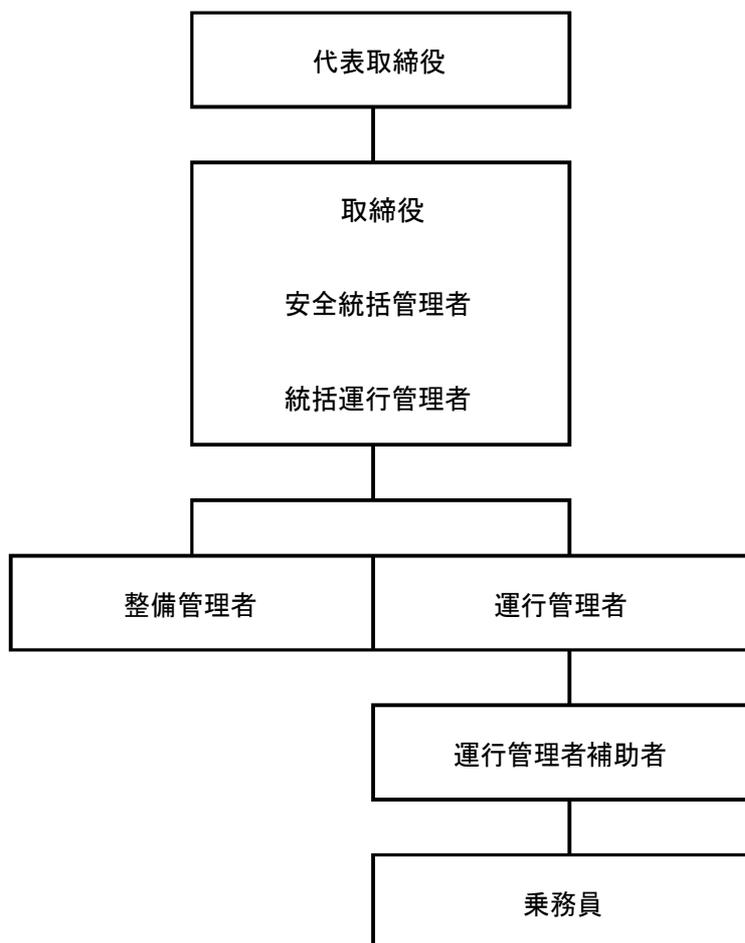
令和 4 年度予定

- ① 定期健康診断受診(年 1回又は 2回)
- ② 適性診断受診(一般診断 3名、高齢者適齢診断 1名 受診予定)
- ③ 貸切バス安全性評価認定制度申請

7、 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

西脇タクシー株式会社(ニシワキ観光バス)

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制及び指揮命令系統



8、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

教育・訓練

第1回 令和3年4月8日(木)、9日(金)

- ① 新型コロナウイルス感染症の現状と見通し
- ② 事業用自動車を運転する場合の心構えについて
- ③ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき

基本的事項

- ④ 健康管理の重要性
- ⑤ 旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥ ドライブレコーダーの記録を活用した教育

第2回 令和3年9月29日(水)、30日(木)

- ① 事業用自動車の構造上の特性
- ② 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ③ 異常気象時における対処方法
- ④ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑤ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
- ⑥ 非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い
- ⑦ ドライブレコーダーの記録を活用した教育

第3回 令和3年12月30日(木)

- ① 危険予測及び回避
- ② 主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因ならびにこれらへの対処方法
- ④ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑤ ドライブレコーダーの記録を活用した教育
- ⑥ 事故・災害教育訓練

9、 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査チェックリスト

西脇タクシー株式会社(ニシワキ観光バス)

1. 組織:代表取締役—安全統括管理者—本社
2. 会議:社内会議
3. 安全方針:安全確保 安全性の向上 情報公開
PDCAサイクルの見直しと改善
4. 安全重点施策:
 - ① 安全目標(バス後退時の事故 0 健康起因による事故 0
物損事故を年間 3 件以内)
 - ② 重点取組事項(健康起因による事故 0)
5. 教育・訓練:経営管理部門—安全マネジメント講習会
資格—運行管理者、整備管理者

監査対象者:安全統括管理者

令和 4 年 3 月 31 日(木)

10、安全統括管理者

取締役営業部長

11、安全管理規程

西脇タクシー株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総 則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実

施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するための必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

安全統括管理者

運行管理者

整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

があると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

一 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内が必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措概を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業経営上の方針の作成に当たつての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する、
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録又は保存の期間は、3年間とする。

西脇タクシー株式会社

代表取締役 浅井 康則